

いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要

共通編(対象施設に共通する事項)

【背景】

県内には農業農村整備事業で造成された農業水利施設、農道、集落排水施設など多くの施設があり、例えば、国営や県営土地改良事業で造成した基幹的な農業水利施設741施設では約5割が耐用年数を超過するなど、施設の老朽化が進み、補修等に要する維持管理費が増加しています。

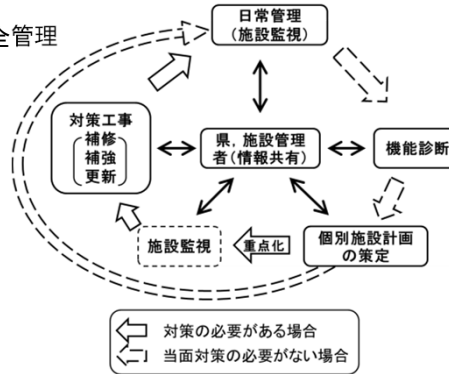
今後は財政的な制約も考慮しつつ、これまで以上に効率的な補修・更新に取り組み、土地改良施設の機能を将来にわたり安定的に発揮させる必要があります。本計画は貴重な社会資本ストックである土地改良施設の長寿命化に向けた取組の方向性を明らかにするものです。

【目指すべき姿】

○農業水利施設等の戦略的な保安全管理

ストックマネジメントにおける目指すべき姿とは、ストックマネジメントサイクルを確立し、農業水利施設等を長寿命化することにより、戦略的に管理すること。

点検、診断、監視及び対策の各段階における情報の蓄積・共有により、適時適切な対策工事の実施が重要。



【施策の方向性】

(1)ストックマネジメントサイクルの確立に向けて

農業水利施設等の戦略的保全・管理に向けて、県域統合型GIS等を用いて、点検・診断結果など、蓄積したデータの可視化・共有を進め、個別施設計画の策定を推進

- ・個別施設計画の着実な策定
- ・施設の点検および監視の継続的な実施
- ・情報の蓄積と利活用

(2)インフラ長寿命化に向けた推進体制

- 関係者間の情報共有のための体制の強化
- ・各種取組の進行管理を行う庁内体制(インフラ長寿命化推進委員会)の設置
- ・土地改良事業団体連合会等と連携し、施設管理者への支援の強化
- ・施設管理能力を高める人材育成

【フォローアップ】

インフラ長寿命化推進委員会において本計画の進捗状況を定期的に把握し、進捗の遅れている施策は課題の整理や解決を図る。

また、個別施設計画の策定状況や施設管理者による施設監視の実施状況等を踏まえ、適宜見直しを実施。

施設種別編(施設状況や取組方針など施設種別によって異なる事項)

1. 農業水利施設(ため池除く)

個別施設計画(=機能保全計画)の対象施設

以下の施設は必ずしも個別施設計画を策定する必要はない。

- 重大な事故につながる可能性が極めて小さい施設
- 施設の規模、受益面積が一定程度以下の施設であって、予防保全を実施することが経済的に不利となる可能性が高い施設
- 消耗又は劣化が想定できない施設

目標(H32まで)

- ・基幹的県営造成施設の機能保全計画策定数 91施設
- ・基幹的県営造成施設の長寿命化対策実施施設数 36施設

[取組方針]

- 基幹的県営造成施設
 - ・茨城県が主体となって機能保全計画を策定
 - ・施設管理者に継続的な施設監視を促進
 - ・施設情報と点検・補修履歴情報等の一元管理を推進し、茨城県域統合型GISの登載された情報充実
- 国営造成施設
 - ・国へ機能保全計画の策定と末端支配面積500ha以下の施設の対策工事を要請
- 基幹的団体営造成施設
 - ・施設管理者による機能保全計画の策定を推進
 - ・土地改良事業団体連合会と連携し、機能保全計画の策定や対策工事に関する制度的・技術的な助言
- 身近な農業水利施設
 - ・土地改良事業団体連合会と連携し、適切に維持管理がされるよう支援

2. 農道

個別施設計画の対象施設

- 橋長15m以上の農道橋
- ①以外で、管理者の判断で個別施設計画の策定が必要と思われる道路施設(橋梁(橋長15m未満)、トンネル、ボックスカルバート、法面・斜面、擁壁)

[取組方針]

- ・市町村による個別施設計画の策定を促進
- ・農道台帳を適切に管理するよう指導
- ・点検、診断、監視、個別施設計画の策定及び対策工事について助言・指導

3. 農業集落排水施設

個別施設計画(=最適整備構想)の対象施設

平成32年度末時点で供用20年以上経過する施設のうち、平成27年度時点で未改築の施設

目標(H32まで)

- ・農業集落排水施設の機能診断実施施設数 96施設

[取組方針]

- ・全ての対象施設で機能診断を実施するよう施設管理者への働きかけ
- ・市町村による最適整備構想の策定を促進

4. ため池

個別施設計画(=施設長寿命化計画)の対象施設

以下の施設は必ずしも個別施設計画を策定する必要はない。

- 重大な事故につながる可能性が極めて小さい施設
- 施設の規模、受益面積が一定程度以下の施設であって、予防保全を実施することが経済的に不利となる可能性が高い施設
- 消耗又は劣化が想定できない施設
- 造成、更新等の実施後、間もない施設

目標(H32まで)

- ・ため池の保安全管理体制の整備 10箇所

[取組方針]

- ・ため池台帳をもとに適切な保安全管理の指導
- ・緊急時の情報連絡体制や地域一体となった保安全管理体制の整備
- ・国による長寿命化に係るマニュアル整備状況を注視し検討